

業務部速報



No. 124

発行 26. 2. 12

JR東労組 業務部

申1号 第44回定期大会発言等に基づく申し入れ 2月12日 第2回団体交渉を行う！ ①

2. 一部職場で発生している社員間差別を是正し、風通しの良い、働きやすい職場を構築すること。

【会社回答】社員が働きやすい職場環境を形成していくことは、会社の責務であると認識しており、就業規則等に則り、適切に対応しているところである。

●組合 ■会社

- 会社として、社員間差別や各種ハラスメントと受け取られかねない事象が発生しているという声を把握しているのか
- 会社の責務とはどういうことか

- 具体的に顕在化したり、対処するべき内容は知得していない。しかし、貴側から指摘を受けている内容を受け止めて適切に対応していく。
- 社員が様々チャレンジできる安全衛生法上の環境を整えていく。法令に則って適切に対応する。

- 2018年以降、JR東労組組合員の副長への登用が誰もいない。組合差別であり、社員間差別だ！

- 組合への加入の有無やどこの組合に所属しているかで判断しない。登用数は持ち合わせていない。任用の基準であり、適切に行っている。定年退職者が大幅に減っているため、会社全体として副長への登用が少ない現実である。

・組合の所属、加入・未加入によって、管理者登用に影響しないことを確認！

- 社友会会員だけに「昇進試験対策資料」が、配布された。その内容が、会社が社員に配布した「昇進試験対策資料」とほとんど同じである。情報漏洩ではないのか。

- 社友会の運営に会社は関与していない。社友会が配布したものを見ていません。様々な資料を基に作成することはありうるので情報漏洩にはあたらない。社友会としての取り組みと認識している。

- 社友会資料が先に配布され、その後、ほぼ同じ会社資料が配布された。先に資料を手に入れて勉強できることへの差別感や疑念を抱く。是正するべきだ。

- 疑念や差別感を感じることは適當ではない。差別感を感じずに、様々チャレンジできるようにすることは重要である。

・各職場において、疑念や差別感を感じることは適當ではないことを確認！

社友会活動について改めて以下のことを確認！

- ・執務場所や労働時間中に活動することはできない
- ・資料を執務場所で作成したり配布することはできない
- ・コピー機や紙など会社の備品類を使用することはできない
- ・会社が資金援助や特別な便宜を図ることはない

- 事象が発生した場合は、社内規定に照らして厳正に対処していく

②に続く